

4月から

新しい古紙回収制度 が始まります

市で行っているごみ集積所での古紙回収。月に1回だけの回収では不便だと感じる人も多いのではないのでしょうか。

そこで、市は、皆さんにとって少しでも古紙を出しやすく、さらに地域にも役立つよう、新しく「協働型古紙回収制度」を開始します。



「協働型古紙回収制度」とは？

市は、収集業者に委託料を支払わない代わりに、古紙売り渡し金を請求せず、古紙市況が低迷しているときや、回収量が一定基準に満たないときに、**収集業者に支援金を支給**します。また、各地区の年間回収量に応じて、**各地区に報奨金を支給**します。

さらに、古紙市況が好況で、回収量が一定基準量を超えるときには、**収集業者が市の指示に従い、利益の一部を地域に還元**します。

このように、集積所での回収を継続しながら、地域が利益を得ることができるといふ大きな利点がある制度です。

集積所での回収を利用すると地域が潤う 協働型古紙回収制度の仕組み



4月1日からの変更内容

① 回収日が**月2回の土曜日**になります

地区によって、第1・3土曜日、または、第2・4土曜日になります。収集日は、3月5日(水)から全戸配布する「ごみのカレンダー」でご確認ください。

金	土	日
4	5	6
11	12	13
18	19	20
25	26	27

A地区 収集日: 5, 12, 19, 26

B地区 収集日: 13, 20, 27

② 回収量に応じて**報奨金として地域に還元**します

報奨金は、地域のイベントや、まちづくり活動などに活用することができます。

※報奨金の対象になるのは、市の集積所に出された古紙のみです。

例 平成24年度の古紙回収量を26地区で割った場合…

10万3,000キログラム
(1地区当たりの古紙回収量)

× 4円 (1キログラム当たりの報奨金)
※報奨金単価は年度ごとに変動します。

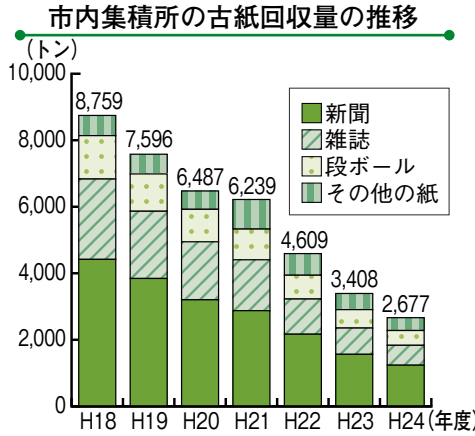
1地区当たり1年間の報奨金は
平均41万2,000円

なぜ新しい制度が始まるのか

集積所での回収量が減少

現在、市内には、民間事業者が設置する古紙回収ボックスの増加や、新聞販売店による戸別回収の実施などにより、皆さんがいつでも好きなときに古紙を出せる環境が整っています。

そのため、市で行っている月1回の集積所での回収に、古紙を出す人が減少しています。回収量が最も多かった平成18年度の8759トンと比べると、平成24年度は2677トンで、6082トンも減少しています。

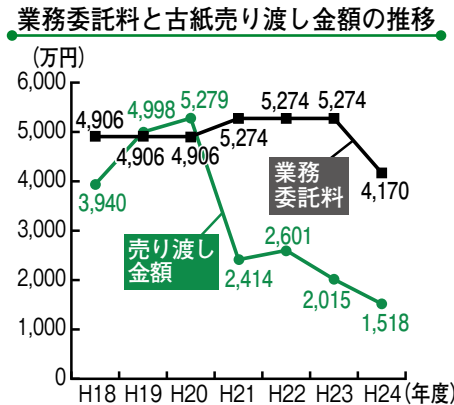


市は、集積所で回収した古紙の売

回収量の減少により市の負担が増加

り渡し金を業者の委託料に充てています。しかし、近年、古紙回収量の減少に伴い、古紙売り渡し金も減少しています。

平成24年度の収集業者への業務委託料は、約4200万円ですが、古紙の売り渡し金は約1500万円、不足した約2700万円は市の負担になっています。



集積所での回収は必要

市内には、約1200か所の集積所があります。自宅から近い集積所での回収は、高齢者や移動手段のない人にとっては必要不可欠です。

今後も、集積所での回収を続けるために、皆さんのご協力をお願いします。

古紙の排出場所・出し方は今までもどおりです

品目ごとに紙ひもで縛り（その他の紙は紙ひもで縛るか、紙袋にまとめて）、指定日に資源物の集積所に出してください。

また、4月1日からは、環境クリーンセンターに古紙を持ち込むことはできません。ご注意ください。

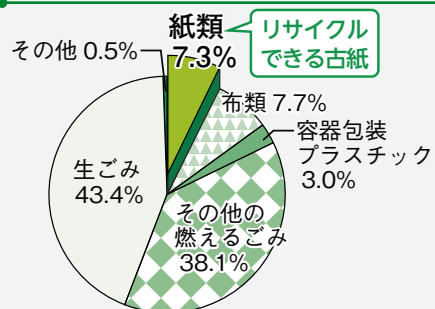
- その他の紙

紙箱(菓子・ティッシュなど)・はがき・封筒・紙カップ・パンフレットなど
※紙以外のものは、はずす。
- 段ボール
- 新聞紙 (チラシ含む)
- 雑誌 (図書・単行本など)
- 紙パック類 (牛乳・ジュース)

分別の徹底をお願いします

燃えるごみの中に、たくさん古紙類が混入しています。古紙は大切な資源です。分別の徹底をお願いします。

家庭から出る燃えるごみに混入しているごみの内訳



問い合わせ／廃棄物対策課

TEL (55) 2769
FAX (51) 0522